

香美市教育委員会定例会会議録

(令和2年9月25日)

招集年月日 令和2年9月25日(金)
招集場所 香美市本庁舎 3階 会議室2
会議の日時 令和2年9月25日(金) 午前9時
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	秋月 建樹
教育振興課長	公文 薫
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班主監	明石 芳文
教育振興課学校教育班指導主事	清岡 志保
教育振興課学校教育班	横田 尚明
教育振興課学校教育班	平野 エリ

職務のための会議出席者

会議録署名委員

浜田委員

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午後9時44分)

教育長 　ただ今から、令和2年9月の教育委員会定例会を開催させていただきます。
本日は全員出席です。
議事録の署名委員さんは、浜田委員さんです。よろしくお願いいたします。
まず、前回の議事録の承認ということですが、よろしいですか。
では、承認ということでよろしくお願いいたします。
教育長の報告は特にございませぬ。
次に、議事に入りたいと思います。今日は追加の議案も含めて全部で議案第10号までですので、よろしくお願いいたします。
そうしましたら、まず議案第1号について、よろしくお願いいたします。

議案第1号「香美市立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教職員の服務を監督する香美市教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき配置に関する規則の制定及び香美市立小中学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針の制定について」

事務局 　（議案説明）

教育長 　2つが合わさっていますけれど、まず、両方で質疑等はございませんでしょうか。

小松委員 　議案のほうですけども、議案の上から4行目ですが、「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について」になってますけど「方針の制定」じゃないですか。

事務局 　そうですね、制定、済みませぬ。

浜田委員 　この規則の時間数は、労基法の36協定に基づいた時間想定だと思うのですが、360時間制限とか。例えば、一般的に時間外は手当対応ですが、このように時間制限を固めた場合に、そこの兼ね合いはどうなるんですか。

事務局 　教員ですので…。

浜田委員 　教員やけど、教員でなければ完全に時間外ですよ。ね。
分かり切ったことやけど教員の場合は、実際、別の手当は出ているけど、定めな
いかんことは分かるんですけど、この45時間と定めた場合に、多分金額が釣り
合わない。

事務局 実質で言うと本当に足りないです。

浜田委員 足りないですよ、定めたら。だから、手当との兼ね合いの部分の議論は無かったですか。

事務局 そうですね。その部分に関しては特には今されてはいいですけども、教職員の給特法に関することになると思うので、それを見直さない限りになかなか、実際にはそうですね…。

浜田委員 まあ理想で言えば、手当と時間数というのは本来整合せないかん訳やけど。

宮地委員 まあ、教育職員の場合はいわゆる給特法がありますので、手当そのものがもう存在しないんですよ。

浜田委員 いやそういうことやなくて、多分その分の割り増しが付いているわけですよ、最初から。
それでその割り増し分と時間数が…。

事務局 合うかということですよ。

浜田委員 本来そうなっているので、時間数というのは今まで明言、外れてたんですよ、労基法、だから本来理想を言えば、45時間やったら45時間分の…。

事務局 分の給料が保障されなくてはいけない。

浜田委員 手当が付いてるのが理想的やけど、まあ…。

事務局 今後、この辺に関しては整備が図られていくと思います。教員の給特法に関して、見直しが必要ではないかということも審議会のほうでも言われておりますので、労働対価に合った賃金の保障という部分では、45時間では全然足りない部分ですので、今後論議がされていくんじゃないかなと。これに関しては、とにかく健康管理のためにも制限をしようという部分が色濃い部分ですので、おっしゃる通りだと思いますけど。

宮地委員 この議論をすると非常に虚しく感じます。

(笑い声あり)

宮地委員 本当に、いわゆる絵に描いた餅みたいになって、本来やっぱり、その給特法をどうするかという議論を国のほうでしていかないと、結局時間外勤務を命ずると言っても、超勤歯止め4項目しかないわけですよ。だから普段に何にもない、超勤というのは単なるボランティアです。ですから、そういった矛盾がありながら、やっぱりそこを現実に解釈をしながらやっていかなければならないということで、教育委員会も凄く苦しいんですよね。それから、これを学校へ下ろしたとしても、なかなかそれを、実行をただしめるものにならないと、本来はそこにこの矛盾があるわけですから、そこをやっぱり、もう少し、県を通して国のほうにもお願いをしていかなければならない事案やと思います。これは私の意見ですけれども。

教育長 国のほうでも給特法の話が出てくるんですけど、これ予算化していったら大変な中身なので、つつけてないというのが実情ですね。けど、課題の一番大きいところはそれが出てきているので、いずれまた検討があると思います。

事務局 今すぐという訳ではないでしょうけど、人材確保とか労働条件のことに関しての討議は今後もされると思います。

宮地委員 それを外したら莫大な予算がかかりますのでね。

浜田委員 それは分かるんですけど、やっぱり教員がねえ、3K職場やないけど大変、人気職場やったのにいつの間にか人気が無い職場になってきているので、やっぱりそれは過重労働という部分があるので、制度的に、システムの直していくのか、それとも給与で対処していくか、いろんな方法を議論してもらわんと、なかなか従来のまま置いたまま、各自治体の教育委員会のほうに下ろされても、議論が大変やないでしょうか。

宮地委員 地教連のほうでもその話はしてると思いますので、なお地教連のほうでも議論をしてもらって、やっぱり抜本的に制度共有されてると思いますけど、なおやっぱりその辺働きやすい職場づくりをお願いしたいと思います。

時久教育長 国のほうもそうですけど県のほうもですね、結局給特法だけつついても、給特法の議論までなかなか直接行きにくい。法の制度だけ変えても、結局部活のことだ

ったりとか、社会体育関係の受け込みとかそのことだったりとか、課題が山積しているの、学校ごとにスリム化を本当にしないといけないということがあるので、とりあえず先生方から仕事を除いていくという作業を今やっているのです。人によってもバランスの悪さもありますので、一生懸命気をつけている人もいれば、時間オーバーになってる人もいたりするので、それで先ほど明石先生のほうから言われたように、まずは規則で、一つは基準を示していくということの提示です。

事務局 今後はまとめどりの件も議題として出てきて、各市町区の早い議会ではしないというようなことを表明しているところもありますけども、やっぱりいろいろそれに向けて協議を今後進めていきたいと思っております。

宮地委員 これを制定をした後に、先ほど明石主監のほうからお話がありました、働き方改革の部分でも当然をそれを基にして、議論をしていかなければならないと思うんですけども、その働き方改革の部分は具体の話をしていかなければなりませんので、その辺りを踏まえておく必要があるんじゃないかと思えます。

事務局 わかりました。今後言われたように、検討委員会でも具体に向けて取り組むように考えておりますけど、ワーキンググループではないですけど教頭会なんかでご意見を伺いながら、また校長会とも相談をしながら、具体的にどういったことが実現できるのかということを探っていきたいと思っております。

時久教育長 規則のことと方針案のことと両方で行っていますけれど、両方で何か他にございませんでしょうか。

浜田委員 これはこれで制度化しておいて。

事務局 補足としまして、教育委員会の講ずる措置というのが3ページ目にございますけれども、この1番に関しては学校閉庁日等を香美市としても設けております。ただ、2番のいわゆる一定時間を超えた教職員への指導ということ、この部分を如何にしていくのか。ここには香美市、総務課内の保健室による面接指導を実施すると書いてありますけれども、この一歩手前にやはり、直接の管理をしている学校長及び学校の管理職による適切な管理、指導ということが必要になってくると思えますので、その点を今後話し合っていきたいと考えております。

宮地委員 例外なことなんです、好きでやりゆう先生がおるんですね。そこはやっぱり

なんとしても菌止めをかけていかんといかんと思うんです。結局好きでやりゆう先生っていうのは、その分子どもに負担がかかっているわけですから、どうもやっぱり部活ですわね、それはね。

浜田委員 学校長、管理職にとっては、何かあったときにまずそこへ来ますのでね、適正な労働時間を配分してたかどうかということ言われますから、やっぱりまずは学校長、それから当然、保健室でいいのかどうかというのは総務課内の、ほんまは保健のほうがあるわけで、そういうヘルス、教員の場合はあるのかな、学校共済のほうで…。

事務局 ないです。

浜田委員 ないですか。まあそういういろんな、精神的な部分もあると思いますから、事前にチェックしよったほうがいいのかもしれんですね。
身体の場合やったら、健康診断とか人間ドックとか後で結果に対してはヘルスチェックが来て、こういうのを受けてくださいねという指導がありますけど、そこも踏まえてやったほうがいいのかもかもしれません。

宮地委員 鏡野中ですね、ここのやっぱり部活をもう一回考えないかんと思いますけど。

事務局 そういう意味ではいろんなことが急に動き始めています。部活動に関しても社会教育での受け皿とか、令和4年ぐらいまでに色々なものを整備しなさいとか、社会教育、土日の部活動に関しては兼職発令を出してとか、非常にそういった部分では、教育委員会としても環境整備をする部分も急がなくてはいけない部分ができているように思います。

教育長 香美市の場合は生涯学習との関係もあったりして、そちらのほうにも学校の動きと共に伝えて、今後検討する必要があるということはみんな理解をしています。今後の動きが出たときに慌てないようにしていかないといけないので、今後検討していかなければと思っています。

浜田委員 スポーツとか吹奏楽部にしても、土日のイベントとかいろんなのがありますから、やっぱり土日1日潰れてしまいますので。

事務局 前から言うと本当にかなり…。

浜田委員 減ってますけどね。

事務局 減ってはいるんですけどね。

浜田委員 まあ子どもたちにとってはいろんなことがあったほうが良いし、それに対応している教員も熱心にやっていると思う。

事務局 それから、この学校関係だけではなくスポーツに関すると、いわゆる協会の問題もありまして、先日も県のほうにもお諮りしたのが、サッカーとかはリーグがあって、部活動以外に教員がそのリーグの指導を行ったり、それから、審判の依頼が来るということで、他県の状況で聞くと、それはもうサッカー協会のほうがきちっと人を構えてやるそうなんですけども、教員にそれが割り振られてくると。何らかの報酬は出ますけれども、やはりかなりの負担になっている。部活動以外にそれをやらなくてはいけないということで、ほぼ土日が潰れる状況があると。

浜田委員 それは例えばサッカー協会の問題ですよ、中体連の問題ではない。

事務局 中体連がそれを受け込んでるんですね。
だからこれはサッカーが始まって、バスケットもそういうふうなリーグがまたできていこうとしているので。

浜田委員 そこはやっぱ社会体育と分けて考えなくちゃ、一般の方でも別にできるわけで、教員でも好きな方はやればいい。日常パチンコやるのと同じことで、サッカーの活動に行ってると思えばいいので、それを教員側の仕事としてやられると、全然前へ進まないですよ。

事務局 そうですね。

浜田委員 一般の方がゴルフへ行こうがパチンコへ行こうが、少年野球に関わろうが、それはそれなので、教員も同じ考えを持ってないかな。確かに専門性が高いという、今までやってきてる、だから知識もあるし、いろんなことを知ってるということはあるかもしれないけど、それだけをもって教員の負担が増えることは、やっぱり一定線引きをする必要があるんじゃないですかね。

事務局 今後進んで土日に関して兼職発令を出すということが求められてくるのであれ

ば、その日々の勤務時間が超えているのにも関わらず、それを認めるわけにはいかんということにもなってくると思うので、今後やはり論議を、それから、うちだけではなくて県全体で話し合う機会が必要かなと思っています。

宮地委員 我が国の仕組みがもうがんじがらめになってますので、だから末端でそれを話しても解決にならないのですね。でもそれはやっぱり避けて通れませんので、やはり過労で先生が死んだら大事になりますからね。

浜田委員 結果的に末端から声を上げよらんと、上が決めてくれることやからいう議論に多分ならないと思います。
だから香美市としてはこういう声を上げる必要があると思います。関係団体は、できるだけ、例えば、サッカーやったらサッカーの技術向上に向けて何であろうがやっていきたいと思う。体育協会等の目的は、選手の技術、身体の向上なので、やっぱり勝たないかんという思いがありますから。

宮地委員 まあ現場の中学校の校長をした経験から言いますと、さっき浜田委員が言われたように、スポーツ関係でしたら中体連に絞り込んだらそれほど無いんですよ。ところがやっぱり、競技団体というのがあるのですが、しかもその競技団体というのはピラミッド組織です。ですからやっぱりそっちも出ないかんでしょう、もの凄く試合数も増えてくる。先生方はだから負担も、だから子どもを連れて行って試合をするだけじゃなくて、審判もするんですよ、だから凄く忙しいんです。そしたら、その間、子どもは何か別の先生がみゆうとかね。監督の指導者の先生は、試合の審判をしたり役員をしたりという状況がありますから、そういうことをずっと恒常的にやっていくと物凄く時間がかかってしまいますので、それは何とかせないかんかなと思って、自分も現場におるときは中央に話をしましたが、なかなか一校長が話をして改善できるような話じゃないわけです。がちりこうなってますから。

教育長 一応保健体育課のほうと、地教連の会長、事務局のほうに、今のようなことを要望として地教連から出していかなければと、話はしてあります。地教連からの要望の中にきちっと入れ込んでいくということをしなないといけないと思うので、その方向では進めていきたいとは思っています。
それと、協会の関係の心配な事例が最近出てきていまして、学校の校長先生とは話をしています。健康状態も心配だし、結局若い人にその役割が回って来るといふことがあるのです。若い人は断り切れないうし、若いのでできるということもあって引き受けてやってることがあるので、その辺りは管理職の先生が気を配り

ながらお願いしますというところで見てるんですけど、まあ大きな課題だと思います。

仕組みを全部直すというのはなかなか、年数がかかるかもしれませんが、できるところから整理をしながら、段々軽減する方向には持っていけないといけないというふうには思っています。

課題山積の中ですけれども、議案第1号につきましてはよろしいでしょうか。では承認ということで、よろしく願いいたします。

そうしましたら、議案第2号をよろしく願いいたします

議案第2～9号「通学区域（校区）外通学について」

（議案第2～9号は、非公開案件審議）

報告第10号「香美市高等学校等奨学支援臨時給付金の給付に関する要綱の制定について」

事務局 （議案説明）

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

宮地委員 第1条の「この告示は、高等学校」、その次に「中等教育学校の後期課程」、ここはどこの学校がそうでしたか。高等専門学校が次にありますよね。

事務局 学校自体は多分県内では余りないのかなと思うけど、基本これ高等学校奨学金の規則、ここから引っ張ってきてもうそのままコピーをしております。

宮地委員 該当がなければ書く必要もないなど。

事務局 ただですねえ、高等学校等は県外でも適用しておりますので、その場合に適用できなくなっているというケースが…。

宮地委員 県内の高等学校ではないわけですね。

事務局 県内だけではなくって、はい。

宮地委員 わかりました。そういう話ですね、了解です。
後期中等学校は大体高等学校を指しますのでね。

浜田委員 中等教育ですからね、高等学校の後期言うたら高専しかない。

宮地委員 わかりました。

教育長 ではよろしいでしょうか。では承認ということで構いませんか。では承認をいたします。ありがとうございました。
そうしましたら、議案につきましては、以上が全部になりますので終了いたしたいと思います。

(閉会時刻：午前9時44分)